

第 3 次滋賀県自転車活用推進計画(骨子案)について

1 滋賀県自転車活用推進計画の概要

- ・ 自転車活用推進法(平成 28 年法律第 113 号)に基づき、本県における自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
- ・ 現在、第 2 次計画(令和 5 年度～令和 8 年度)に基づき施策を推進。
- ・ 国においては、昨今の社会情勢の変化や今後の社会動向を見据えた「第3次自転車活用推進計画」が 5 月 29 日に閣議決定された。

(計画期間:R8 年度～R12 年度)

- ・ 国の第 3 次計画を踏まえつつ、社会情勢の変化等を考慮したうえで、自転車の一層の活用推進を図るため、今年度末の第 3 次計画の策定を目指す。

(計画区域:滋賀県全域 計画期間:令和 9 年度～令和 13 年度)

2 第 3 次滋賀県自転車活用推進計画(骨子案)について

- ・ 次ページのとおり

3 策定スケジュール

令和 8 年 9 月 定例会議:計画骨子案の報告

11 月 定例会議:計画素案の報告

12 月 県民政策コメントの実施(～令和 9 年 1 月)

令和 9 年 2 月 定例会議:計画原案の報告

3 月 計画策定

第3次滋賀県自転車活用推進計画(骨子案)

計画期間:令和9年度～令和13年度(5年間) 計画区域:滋賀県全域

見直しの背景

- 現自転車活用推進計画(第2次)が今年度末で計画期限を迎えることから、第3次となる自転車活用推進計画を策定する
- 策定に当たっては、5月29日に閣議決定された国の第3次自転車活用推進計画や青切符導入、交通空白、カーボンニュートラル、観光地域づくり、モビリティの多様化などの社会情勢の変化等を踏まえた計画とする

目指すべき姿(ビジョン) **自転車を利用する人、利用しない人、全ての人が安全に、安心して豊かに暮らせる社会**

- 自転車を安全・快適に利用できる環境の実現により、自転車が日々の暮らしに果たす役割を拡大する
- 県独自の自転車文化を次世代へつなぎ、発展させ、魅力と活力の溢れるまちづくり、地域の活性化、豊かな暮らしを実現する

目 標

青文字下線:新たな取組

- 【目標1】 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現
- 【目標2】 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
- 【目標3】 サイクルツーリズムのさらなる推進・活用による観光振興および地域の活性化
- 【目標4】 地域交通との連携による良好な移動環境の形成(過度に自動車に依存しない社会の実現)
- 【目標5】 自転車利用の促進による「健康しが」および「しがCO2ネットゼロ社会づくり」の推進

施 策

5つの目標を実現するための施策を位置づけ ※主な施策のみを記載、今後、施策の検討充実を図る

- 自転車走行空間の整備等(道路空間の再配分、市町版自転車活用推進計画の策定支援など)【目標1】
- 道路利用者全体の安全意識の醸成等(交通安全教育の実施、安全啓発広報物の作成など)【目標2】
- サイクルツーリストの利用環境整備・充実等(ゲートウェイの充実、サイクルクルーズの推進など)【目標3】
- 自転車と地域交通等との連携促進・強化等(シェアサイクルの推進、乗換拠点への駐輪場整備など)【目標4】
- 自転車を利用した「健康づくり」、「環境負荷低減」の推進等(エコ通勤優良事業所認定の取得推進など)【目標5】